

○苦小牧市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年8月1日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、苦小牧市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 市長は、条例第2条第1項の規定により公募するときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 応募要項等の配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申請期間)

第3条 条例第2条第1項第3号の申請期間の終期は、公募の開始日から起算して30日を経過する日以後としなければならない。ただし、特別な理由があるときは、市長は、この期間を短縮することができる。

(指定期間)

第4条 条例第2条第1項第6号の指定期間は、5年間とする。ただし、特別な理由があるときは、市長が別に定める。

(公募の方法によらない場合)

第5条 条例第2条第2項の市長が特に必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条第1項の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア 条例第3条の規定による申請がない場合

イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する法人その他の団体(以下「法人等」という。)がない場合

ウ 条例第4条第3項の規定により新たに指定管理者の候補者として選定できる法人等がない場合

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に当該公の施設の管理を行わせようとする場合

(3) 市の公の施設に近接して、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、他の地方公共団体又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(以下「国等」という。)の所有する施設(以下「近接施設」という。)がある場合であって、国等(国等が近接施設を管理させている法人等を含む。)が当該市の公の施設と当該近接施設を一体的に管理することにより当該市の公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

(4) 地域の市民若しくは団体又は公益活動等に従事する市民若しくは団体の使用を主たる目的とする公の施設を当該市民等により構成された団体が管理することにより当該公の施設の設置目的の効果的な達成及び利用者の利便の向上が図られると認められる場合

(5) 公の施設において行われる業務が、利用者により一定期間継続的に提供される役務であり、かつ、指定管理者と利用者との間の信頼関係を要するものである場合であって、既に当該公の施設の管理を行っている法人等に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとする場合

(6) 公の施設と密接不可分な関係にある法人等又は公の施設の設置目的の全部若しくは一部と合致する目的により設立された法人等に当該公の施設の管理を行わせようとする場合

(7) 廃止、大規模な改修等(以下「廃止等」という。)が決定された公の施設又は改修等の具体的な検討が行われている公の施設を当該検討の結論を得るまでの間、既に当該公の施設の管理を行っている法人等に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとする場合

(8) その他市長が特に必要と認める場合

2 条例第2条第2項前段の規定により適当と認める法人等を指名して条例第3条の規定による申請を求める場合は、条例第2条第1項各号に掲げる事項を当該法人等に示すものとする。

(申請書の提出)

第6条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

(欠格事項)

第7条 次のいずれかに該当する法人等については、指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することができないものとする。

(1) 法人等の代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること。

(2) 指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していないこと。

(3) 本市から指名停止(一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等)を含

む。)を受けていること。

(4) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当すること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体(以下「暴力団等」という。)であること又は法人等の代表者若しくは役員が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくない者であること。

(6) 市税、消費税及び地方消費税に滞納があること。

(7) その他市長が特に必要と認める事項が欠けていること。

(事業報告書の提出)

第8条 条例第7条の事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の事業報告書の提出を受けたときは、条例第7条各号に掲げる事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

(公表方法)

第9条 条例第2条第2項、第4条第2項、第5条第2項又は第10条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 当該公の施設における掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第8号改正抄)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月28日規則第20号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月31日規則第14号改正)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の苦小牧市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後の指定期間について適用し、同日前の指定期間については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

苦小牧市長 様

事務所の所在地

申請者 名称

代表者職氏名

印

電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、苦小牧市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

2 公の施設の所在地

添付書類

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
- (5) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
- (6) 法人にあつては、登記事項証明書
- (7) その他市長が指定する書類

様式第2号(第8条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

苫小牧市長 様

事務所の所在地

指定管理者 名称

代表者職氏名 印

電話番号

苫小牧市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定により、次のとおり 年度事業報告書を提出します。

1 公の施設の名称

2 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項

3 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

4 管理に係る経費の収支状況に関する事項

5 その他市長が必要と認める事項

注 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。